

# 幼児教育無償化が 令和元年10月から始まります

## 入園料※1・保育料※2

上限：月額 25,700 円※3  
対象：満3歳から5歳児まで

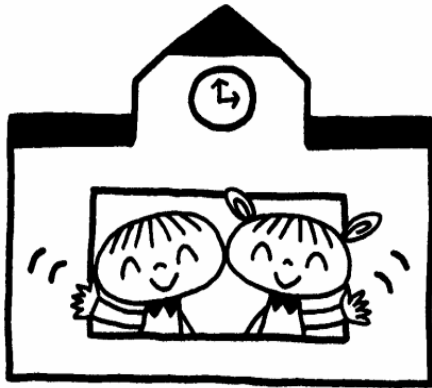
## 預かり保育利用料

上限：最大 月額 11,300 円※4  
対象：共働き世帯など保育の必要な3歳児  
から5歳児まで※5

### 算定のイメージ

入園料(月額)	保育料	無償化対象	実質負担額
10,000 円	14,000 円	24,000 円	なし
5,000 円	30,000 円	25,700 円	9,300 円

- ※1 入園初年度に限り月額に換算して対象となります。
- ※2 **食材料費や通園バス代などは対象外**です。  
なお、食材料費については軽減が受けられる場合があります。
- ※3 国立幼稚園は月額 8,700 円、国立特別支援学校幼稚部は月額 400 円まで無償になります。



### 算定のイメージ

預かり保育 利用料	利用 日数	上限額	無償化 対象	実質 負担額
4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	なし
10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	1,000 円

- ※4 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。  
(450 円×利用日数)
- ※5 市町村民税非課税世帯のみ、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもが対象となります。(最大 月額 16,300 円)

幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。(月額 11,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた金額が上限)

なお、無償化の対象となるには、

**認定申請書の提出が必要**になります。(必要書類については裏面参照)

幼稚園(市区町村)から配布される申請書に必要事項を記入の上、幼稚園(市区町村)へご提出ください。

問合せ先

松原市子ども未来室入所係

TEL:072-334-1550(代表)

(裏面へ続く)

## 必要書類について

### ○認定申請書

### ○保育の必要な事由の証明書（保護者の方はいずれも必要です。）

預かり保育を利用しており、下記の事由のいずれかに該当する場合は、認定申請書に加え、各種証明書をご提出ください。（**証明書などの提出がない場合、預かり保育については無償化の対象となりません**ので、ご注意ください。）

事由	内容・条件	必要なもの
就労	家庭外で仕事をしている場合、または 家庭で日常の家事以外の仕事をしている 場合	・就労証明書
	月96時間以上勤務していることが条件 になります	
母親の出産等	妊娠中や出産後間もなく児童を保育でき ない場合	・母子手帳の写し (氏名欄と出産予定日の記入部分)
	出産予定日の産前6週の月初めから、 産後8週の月末までの最大4か月間	
疾病・障害	疾病にかかり、または負傷し、または 精神もしくは身体に障害を有しており、 児童の保育ができない場合	・診断証明書 (障害者手帳等 <sup>(注)</sup> を有する場合は その写しで可)
介護・看護	親族を常時介護・看護している場合	・被介護者の障害者手帳等 <sup>(注)</sup> また は医師の診断書 ・介護者の介護・看護申立書
	月96時間以上介護・看護していること が条件になります	
就学	就学中（職業訓練校等における職業訓練 を含む）のため、保育ができない場合	・在学証明書（学生証でも可） ・カリキュラム（時間割）の写し
	月96時間以上就学していることが条件 になります	

(注) 身体障害者手帳1級～4級・精神障害者保健福祉手帳1級～3級・療育手帳A～B2を所持している方、または介護保険における要介護1～5の認定を受けている方

※ 保育の必要な事由の証明書については、市ホームページよりダウンロードできます。